



2026年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムネットジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 臣一郎
(コード番号：7036 東証グロース)
問 合 せ 先 CFO 代理 岡川 高士
(TEL. 03-6279-4111)

再発防止策に関するお知らせ

当社は、2026年3月30日付「第三者委員会の調査報告書の公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社元常務取締役CFOによる当社資金の不正な送金行為（以下、「本件不正行為」といいます。）に関し、第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。

当社は、本件不正行為を厳粛に受け止め、第三者委員会の原因分析及び提言を踏まえ、本日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 原因分析及び再発防止策の基本方針

当社は、本件不正行為を生じさせた根本原因が当社のガバナンス体制の脆弱性にあると認識しております。具体的には十分な情報が提供されなかったことに起因する取締役会、監査等委員会及び内部監査による独立した監督・監査機能が十分に発揮されておらず、また、役職員が不適切な行為を発見した場合に、それを相談・報告できる内部通報制度が有効に機能しておりませんでした。加えて、銀行取引システムに関する特権的な権限に関するモニタリングの不足も、本件不正行為を生じさせ、かつその発見を遅らせた要因と認識しております。

上記原因分析を踏まえ、原因に対応した再発防止策を策定し今後の不正行為の発生を防止するとともに、当社のガバナンス体制の強化を図ってまいります。

2. 再発防止策の概要

(1) 取締役会による監督機能の強化

当社の取締役会においては、コンプライアンス・リスクや内部監査に関する報告が十分になされていなかったこと、及び取締役会への報告内容も元常務取締役CFOに依拠していたことから、取締役会における監督機能が十分に発揮されていなかったと認識しております。

このため当社は、リスク・コンプライアンス委員会の活動報告を3か月に一度取締役会宛てに行うとともに、内部監査に関しても代表取締役社長宛てのみならず、取締役会にも監査計画を含めて直接報告を行うデュアル・レポーティングラインの仕組みを導入いたします。

また、取締役会への上程項目に関する規程を改訂するとともに、新任の執行役員CFOを責任者とし、議案の収集方法などに関する取締役会事務局の運用方法を見直します。

(2) 独立したモニタリング機能の向上

本件不正行為では、元常務取締役CFOの意向を受けて監査等委員会及び内部監査室に十分な情報提供がなされなかったこと、及び会計監査人を含めた三様監査の間で十分な情報連携を取れていなかったことが、当社のモニタリング機能を有効に発揮できなかった要因と認識しております。また、内部監査室の元常務取締役CFOからの独立性等にも課題があったと認識しております。

す。

このため、監査等委員会及び内部監査室によるモニタリング機能の強化を図るため、以下を遂行してまいります。

① 監査等委員会によるモニタリング機能の強化

常勤監査等委員が監査を遂行する上で必要な社内情報へのアクセス権限を見直します。具体的には会計データを含むより広範な情報に常勤監査等委員が直接アクセスできる環境を整えることで、監査の実効性を担保いたします。

また、会計監査人と監査等委員会による期中意見交換会を実施するとともに、内部監査室を含めた三様監査の連携を強化することで、監査等委員会が効率的・効果的に監査を実施できる体制を整備いたします。

② 内部監査室によるモニタリング機能の強化

内部監査の評価業務及び論点整理等を外部業者に委託し、より専門的な視点による監査業務の実行を図ります。

(3) 内部通報制度（コンプライアンス相談窓口）の活性化及び実効性の確保

当社の内部通報制度は社内窓口のみであり、かつその通報先に元常務取締役 CFO が含まれていたことから、内部通報制度が形骸化していたと認識しております。

このため当社は、顧問弁護士宛の社外専用窓口を設置するとともに、当該窓口の設置を社内に周知及び社内イントラネットに掲載いたします。また、全社員への定期的なメールでの啓蒙活動を行うことで内部通報制度の活性化及び実効性を担保いたします。

(4) 銀行取引システムに関するモニタリング及び管理の実施

元常務取締役 CFO に本人のみで送金ができる「特権承認者」権限が付与されていながら、会社としてモニタリングが出来ていなかったことも本件不正行為の要因の一つと認識しております。

このため当社は、銀行取引システムにおいて本人のみで送金ができる「特権承認者」権限の割当を削除し、「特権承認者」権限の利用履歴及びメンバーに付与されている権限一覧のモニタリングを定期的実施いたします。

株主・投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、上記の再発防止策を速やかに実行するとともに、内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制を強化し、皆様の信頼の回復に努めてまいります。

以上